

専門医に関する広告について

新たな専門医に関する仕組みについて

(専門医の在り方に関する検討会(高久史磨座長)報告書 概要)

H25.4.22

趣旨

医師の質の一層の向上及び医師の偏在是正を図ることを目的として検討会を開催。

現状

- <専門医の質> 各学会が独自に運用。学会の認定基準の統一性、専門医の質の担保に懸念。
- <求められる専門医像> 専門医としての能力について医師と国民との間に捉え方のギャップ。
- <地域医療との関係> 医師の地域偏在・診療科偏在は近年の医療を巡る重要な課題。

新たな仕組みの概要

(基本的な考え方)

- 国民の視点に立った上で、育成される側のキャリア形成支援の視点も重視して構築。
- プロフェッショナルオートノミー(専門家による自律性)を基盤として設計。

(中立的な第三者機関)

- 中立的な第三者機関を設立し、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行う。

(専門医の養成・認定・更新)

- 専門医の認定は、経験症例数等の活動実績を要件とする。
- 広告制度(医師の専門性に関する資格名等の広告)を見直し、基本的に、第三者機関が認定する専門医を広告可能とする。

(総合診療専門医)

- 「総合診療専門医」を基本領域の専門医の一つとして加える。

(地域医療との関係)

- 専門医の養成は、第三者機関に認定された養成プログラムに基づき、大学病院等の基幹病院と地域の協力病院等(診療所を含む)が病院群を構成して実施。

(スケジュール)

- 新たな専門医の養成は、平成29年度を目安に開始*。研修期間は、例えば3年間を基本とし、各領域の実情に応じ設定。
- ※ 平成30年度を目途に19基本領域の養成を一斉に開始予定。

期待される効果

○専門医の質の一層の向上(良質な医療の提供)

○医療提供体制の改善

- 専門医の領域は、基本領域の専門医を取得した上でサブスペシャリティ領域の専門医を取得する二段階制を基本とする。
- 専門医の認定は、経験症例数等の活動実績を要件とし、また、生涯にわたって標準的な医療を提供するため、専門医取得後の更新の際にも、各領域の活動実績を要件とする。
- 広告制度（医師の専門性に関する資格名等の広告）を見直し、基本的に、第三者機関が認定する専門医を広告可能とする。

新たな専門医制度の基本設計

サブスペシャリティ領域

消化器病、循環器、呼吸器、血液など、
現在専門医機で要件などを検討中

基本領域（19領域）

内科 小児科 皮膚科 精神科 外科 整形外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 病理 臨床検査 救急科 形成外科 リハビリテーション科 総合診療

日本専門医機構認定の専門医に関する医療広告についての今後の進め方

背景

- 「専門医の在り方に関する検討会報告書」（平成25年4月）において、専門医の質の一層の向上について提言。
 - 専門医制度を持つ学会が乱立して、制度の統一性、専門医の質の担保に懸念を生じる専門医制度も出現するようになった結果、現在の学会主導の専門医制度は患者の受診行動に必ずしも有用な制度になっていないため、質が担保された専門医を学会から独立した中立的な第三者機関で認定する新たな仕組みが必要である。
 - 広告が可能な医師の専門性に関する資格名等については、新たな専門医の仕組みの構築に併せて見直す必要がある。
 - 専門医の広告に関しては、患者の適切な選択に資する観点から、今後、第三者機関において、専門医の認定基準やサブスペシャリティ領域の範囲等を明確にした上で、基本的に、同機関が認定する専門医を広告可能とすべきである。
 - 第三者機関以外の学会等が認定する資格名（厚生労働省告示に規定する外形的な基準を満たす学会認定の専門医を含む。）の広告の取扱いについては、今後、引き続き検討する必要がある。その際、第三者機関が認定する専門医と学会等が認定する資格名との間に、名称等において何らかの区別を設ける必要がある。
 - 専門医の認定と養成プログラムの評価・認定の2つの機能を担うとともに、その際の専門医の認定・更新基準や養成プログラム※・研修施設の基準の作成も第三者機関で統一的事業を行うこと。
※ 個別の養成プログラムは、基準を踏まえ、各研修施設が作成することになる。
 - 専門医の領域については、国民が医師の専門性をどこまで理解できるのかを踏まえ、名称を含め、国民から見て分かりやすいものとする必要がある。
- [専門医の在り方に関する検討会報告書（平成25年4月22日）抜粋]
- 現在、専門性広告については、学会認定専門医のうち外形基準を満たし、厚生労働大臣に届け出たものについては広告可能であるが、日本専門医機構認定専門医については、告示上、「会員数が千人以上であり、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること」といった基準を満たさないことから、広告することができない。
 - 日本専門医機構認定専門医のうち基本的な19の診療領域は、本年秋に初めて専門医の認定が行われる見通し。
 - 日本専門医機構におけるサブスペシャリティ領域については、現時点では議論の整理が完了しておらず、当該領域が認定されるまでに、今後、一定の期間を要する見込み。

検討課題

- 日本専門医機構の設立の経緯を踏まえつつ、日本専門医機構認定専門医の広告への対応を検討してはどうか。
 - 既に決定された基本領域については、本年秋から認定が開始されることについて対応が必要ではないか。
 - サブスペシャリティ領域については、その詳細が整理されていない状況を踏まえ、詳細な整理を受けて、広告の在り方をあらためて検討することとしてはどうか。
- 日本専門医機構認定専門医を広告可能とする際、学会等が認定する資格名の広告の取扱いについてはどのように考えるか。仮に、広告可能とした場合に、その範囲や期間をどのように考えるか。また、学会認定専門医の広告については、現行、研修体制、試験制度等が基準に適合するものとして届け出たものについて広告を可能としているが、専門医機構の設立の趣旨を踏まえ、今後、どのように考えるか。

※ 歯科についても、同様に検討することが必要。

參考資料

日本歯科専門医機構における歯科専門医の状況①

日本歯科専門医機構の設立経緯

- 2005年～ 日本歯科医学会において歯科専門医制度の検討
- 2014年 日本歯科医師会と日本歯科医学会の両会長名で「歯科医師の専門医の在り方に関する検討会」の設置を医政局長宛要望書提出
- 2015年 厚生労働省において、「歯科医師の資質向上等に関する検討会」のワーキンググループとして、「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」を設置
- 2016年 5月 「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」において方向性とりまとめ
11月 「歯科医師の資質向上等に関する検討会」においてWGの議論を踏まえた論点整理
- 2017年 日本歯科医師会、日本歯科医学会連合等による「歯科専門性に関する協議会」設置
- 2018年 一般社団法人日本歯科専門医機構設立

日本歯科専門医機構における歯科専門医の考え方

1. 歯科専門医とは

それぞれの専門領域において適切な研修教育を受け、十分な知識と経験を備え、患者から信頼される専門医療を提供できる歯科医師

2. 歯科専門医機構が認定する専門医制度の基本的理念

1. プロフェッショナルオートノミーに基づいた歯科専門医(および歯科医療従事者)の質を保証・維持できる制度であること
2. 国民に信頼され、受診先の選択に際し良い指標となる制度であること

(参考) 歯科領域の広告可能な専門性資格

- | | | | | | |
|----------|-----------|----------|------------|----------|---------|
| ・公益社団法人 | 日本口腔外科学会 | 口腔外科専門医 | ・特定非営利活動法人 | 日本歯周病学会 | 歯周病専門医 |
| ・一般社団法人 | 日本歯科麻酔学会 | 歯科麻酔専門医 | ・公益社団法人 | 日本小児歯科学会 | 小児歯科専門医 |
| ・特定非営利法人 | 日本歯科放射線学会 | 歯科放射線専門医 | | | |

日本歯科専門医機構における歯科専門医の状況②

歯科における専門領域の考え方

- 専門医の診療領域については、大学の講座(分野)に準じたものを基本とし、サブスペシャリティについては今後の検討課題とする。
- 地域歯科医療における多職種連携、訪問歯科診療、ハイリスク患者の歯科診療などを総合的かつ専門的に行い歯科医師を認定する「総合歯科専門医(仮称)」制度を構築する。
- 以上の方針から、まず、以下の10領域について専門医制度の認証について検討を進める。
 - ①現在広告可能な5領域 **口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線**
 - ②専門医像や専門領域について十分に協議する5領域
歯科保存(仮称)、歯科補綴(仮称)、矯正歯科(仮称)、インプラント歯科(仮称)、総合歯科(仮称)

専門医制度認証の仕組み

- 各専門医制度の構築(専門研修カリキュラム、専門研修教育、専門医資格等の認定や更新の審査・認定に係る制度設計等)は、各領域学会で行う。
- 日本歯科専門医機構は、各学会の制度の基本的要件・基準の設定等について、中立・公正に審査し、各学会の専門医制度及び専門医・研修施設等の評価・認定と認証を行う。

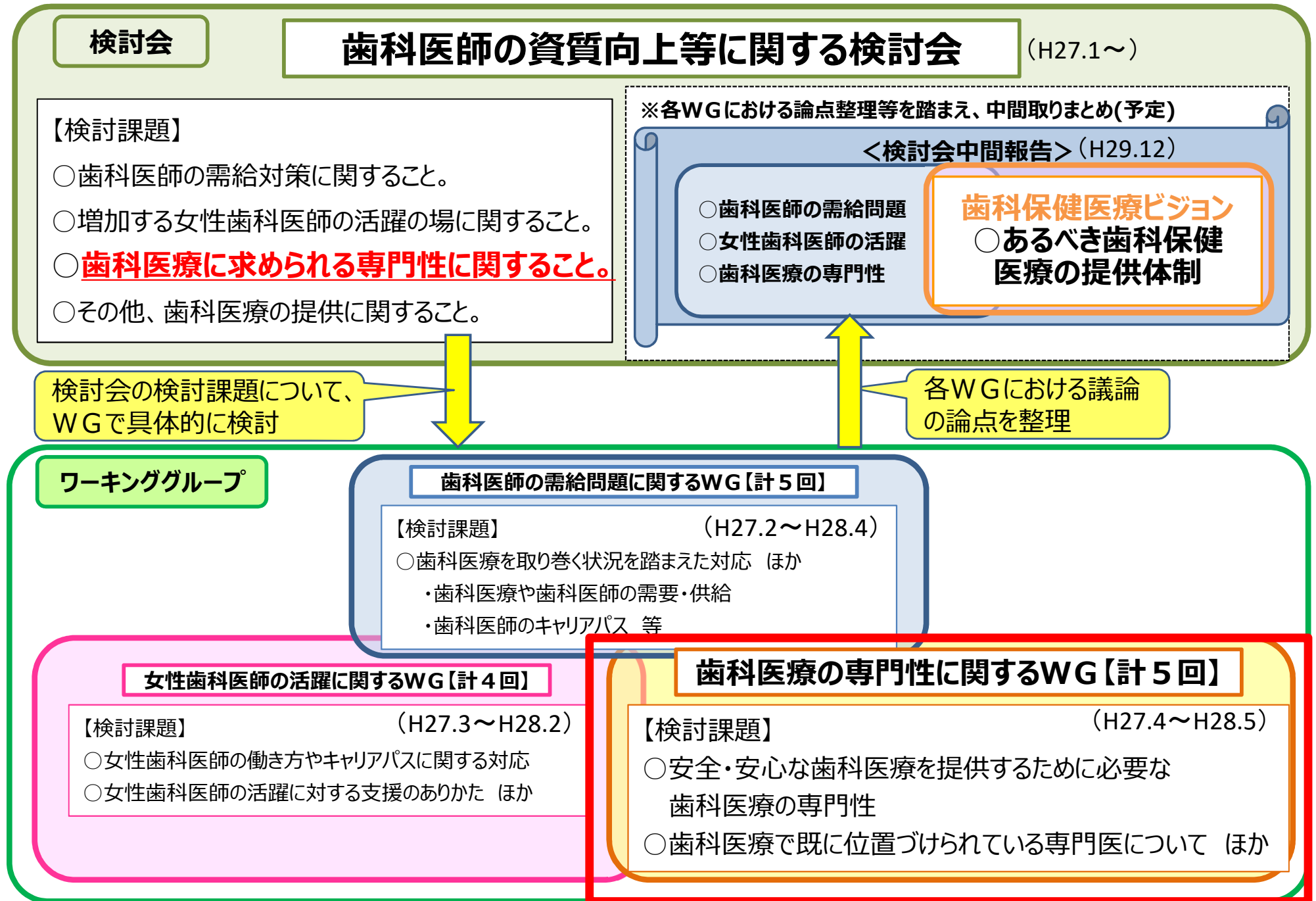
専門医制度認証の状況

- 現在までに、**5学会(いずれの専門医も、現時点で広告可能な専門性資格)の専門医制度認証が修了**している。

学会名	専門医名称	登録番号	登録年月日	認証期間	認証専門医数
日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	第1号	令和2年6月1日	令和2年6月1日～令和7年5月31日	129名
日本歯周病学会	歯周病専門医	第2号	令和2年10月23日	令和2年10月23日～令和7年10月22日	454名
日本小児歯科学会	小児歯科専門医	第3号	令和2年10月23日	令和2年10月23日～令和7年10月22日	317名
日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医	第4号	令和2年10月1日	令和2年10月1日～令和7年9月30日	86名
日本口腔外科学会	口腔外科専門医	第5号	令和2年10月1日	令和2年10月1日～令和7年9月30日	773名
合計					1,759名

歯科医師の資質向上等に関する検討会

(H27年検討会開始時のイメージ図)



歯科医療の専門性に関する議論の状況

歯科医療の専門性に関するWGの議論をふまえた論点整理(概要)

① 各学会において認定されている専門医について

- 専門医として求められる知識・技能等の認定基準について、各学会が独自に設定し、養成される専門医のレベルが異なっている。
- 専門性資格の表示を見ても、その専門性の内容や水準が国民のみならず歯科医師にとってもわかりにくいものが存在するため、各学会の専門医制度については、客観的評価を踏まえた根本的な見直しを行う必要がある。

② 歯科医療の専門性・専門領域について

- 専門医制度は、国民にとって受診の選択に資する情報のひとつである
→ 当該専門性を広告することが歯科医療機関や歯科医師の選択の参考となるような「国民が求めている専門性」と、歯科医師間で難症例等の患者紹介等に活用するための「歯科医師が求めている専門性」とを分けて議論すべきである。
- 基本的には、国民も歯科医師も、各学会に専門医制度が存在し、それが乱立することで制度が混乱することを望んでない
→ 近接・類似する領域の専門医制度の在り方等について、当該専門領域に求められる知識や技術の難度、特殊性などを踏まえ、関連する諸学会や歯科医師会等で統廃合も含め検討されるべきである。

③ 専門医の養成・認定・更新について

- 今後の専門医の養成の在り方を考える際には、研修内容や認定にかかる客観的な評価方法や評価基準等を設定する必要がある。
- これを第三者組織によって行うべきであるとの意見がある一方で、中立性、公平性、迅速性、実現可能性等を考慮し、既存の組織内に外部委員を採用することによって対応すべきとの意見もあり、最適な方策について今後も議論すべきである。

(H28.11.25第3回歯科医師の資質向上等に関する検討会)

中立・公平な第三者機構として

H30年4月2日 一般社団法人 日本歯科専門医機構設立

日本歯科専門医機構の状況

歯科専門医の
質を保証・維持

日本歯科専門医機構が認証する専門医制度

日本歯科専門医機構に申請

日本歯科医師会	日本歯科医学会連合	
日本歯科麻酔学会 (歯科麻酔専門医)	日本顎関節学会	日本レーザー歯学会
日本歯内療法学会	日本障害者歯科学会	日本口腔インプラント学会
日本有病者歯科医療学会	日本口腔外科学会 (口腔外科専門医)	日本補綴歯科学会
日本歯科放射線学会 (歯科放射線専門医)	日本顎顔面インプラント学会	日本歯科医療管理学会
日本小児歯科学会 (小児歯科専門医)	日本口腔腫瘍学会	日本歯科医学教育学会
日本歯科保存学会	日本口腔診断学会	日本歯周病学会 (歯周病専門医)
日本歯科審美学会	日本顎咬合学会	日本老年歯科医学会
日本接着歯学会	日本臨床歯周病学会	日本口腔衛生学会
日本薬物療法学会	日本矯正歯科学会	

各学会が専門医を認定

その他の学会・団体

※専門医制度がない学会もある

※赤字：現行制度で広告可能な専門性資格・団体